

障がい者の受診しづらさや災害時等の障がい者支援体制等に係る情報提供

会議名 (開催日)	令和４年度 第１回枝幸町障がい福祉連絡会議 (令和４年１０月３日)
--------------	--

議 題	令和４年度 枝幸町障がい福祉連絡会議の検討事項について
-----	-----------------------------

内 容	①計画相談支援事業所の確保について ②精神疾患患者と難病患者の対象者把握について
-----	---

①計画相談支援事業所の確保について

全国的にも、計画相談支援事業所の経営が厳しいと指摘されている状況があるが、宗谷管内も例外ではなく、枝幸町から計画相談支援を依頼していた宗谷管内の２事業所が人員不足や低報酬の関係により、令和４年４月から休止となっている。

令和３年の報酬改定で、計画相談支援事業所の経営状況を助けることを目的として、基本報酬の見直しや加算の新設・見直しが行われたが、事業所からは「計画等の作成には、移動や面談等により拘束される時間が多いが、その割に報酬が低い。」「事業所全体の従業員が減っている中で、報酬が低いサービスまでに人員を割けない。」「加算が増えたところでやっていけない。」などの声が挙がっている。

また、加算要件には資格や人員の配置要件もあり、職員不足が深刻である地方の事業所では、必要な人材が確保できずに加算が取れていない事業所が多く存在している。

市町村として感じている計画相談支援事業所による計画作成のメリットは、セルフプランにはない「モニタリング」により、第三者から定期的に支援経過の評価を受けられることや、モニタリング報告書を市町村へ提出いただくことで市町村側も対象者の支援経過記録が残り、支給決定に係る判断資料が増えることから適切なサービスの支給決定につながる等が挙げられる。(その他にも支援者が増えることで支援体制が強化されることや、専門職による適切なサービス調整が受けられること等もある。)

⇒枝幸町としては、報酬改定の情報や相談支援専門員研修等の情報を事業所側へ積極的に情報提供していくという方針となったが、報酬単価の問題や人員不足などの根本的な課題が解決されない限りは、状況は変わらないと感じている。

②精神疾患患者と難病患者の対象者把握について

保健所行政の改変や個人情報保護の関係で、市町村での精神疾患患者と難病患者の把握が難しくなっている。早期発見・早期介入が重要な中で、現状の仕組みでは市町村での対応は困難な状況にある。

⇒枝幸町では、障がいの相談窓口の周知と、精神疾患や難病等の受給者証を持っている方が対象となる「枝幸町特定疾患患者等援護事業」（医療機関等への通院及び入院に係る交通費と宿泊費の助成制度）の広報周知を積極的に行うこと等により、対象者が市町村の支援につながる機会を増やしていくという方針となったが、その対応にも限界があると感じている。

個人情報保護を考慮しつつ、対象者が適切に支援につながる仕組み（例えば、市町村に相談支援等を依頼したいとの意向がある方がいる場合に、保健所や病院などで早期の段階から情報提供の同意をもらい市町村の専門職につないでもらう等）が必要であると考える。